

## 第4回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成30年1月12日（金） 10：00～11：45

会 場：市役所本庁舎2階 第二委員会室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋興委員、  
笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

（1）今後のいじめ防止対策について（平成30年度予算編成に向けた項目を中心に）

3 閉会

配付資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 今後のいじめ対策について ～平成30年度予算編成に向けた項目を中心に（第一次提言）～

### 1 開 会

○木村会長

本日の会議の議事録署名は、笛木委員にお願いしたいと思います。

（笛木委員・了）

本日の議事は、今後のいじめ対策についてということでございます。

資料2として、その第一次提言（案）を配付しております。こちらはこれまでの3回の会議で出されました皆様方からのご意見を、会議の合間に個別にお寄せいただいたものも含めて、事務局と調整しながら私のほうでまとめさせていただいたものです。本日はこれをもとに、これまでの話を小括するような形でご議論させていただき、その上で私が郡市長にお会いして、平成30年度予算編成にぜひとも盛り込んでほしいような項目を中心にお話をさせていただく予定にしています。

まず、資料2の概要について、事務局に説明いただいた上で、委員の皆様からご意見をいただいきたいと思っています。

それでは、事務局からご説明願います。

○事務局（コンプライアンス推進担当課長）

（資料2 に基づき説明）

○木村会長

ただいま事務局から説明をいただきましたが、これまでの計3回の議事内容から、各委員のご発言の趣旨を踏まえまして、仙台市に対する提言となるものを取り出して、このような形にまとめさせていただきました。

本日は、早期の充実・強化が望ましい事項として、箱囲みにしている提言の部分について補足の意見あるいは追記すべきなど、皆様からご意見を伺っていききたいと思います。事務局からまとめて説明をいただきましたが、進行としては第1「いじめの未然

防止に関すること」から、第4「その他」まで、小項目ごとにご意見をいただいきたいと思っております。

○庄司委員

今回の提言をまとめるにあたって、どこまで具体的な内容にするかということを考えておかなければならないと思ったのですが、例えば「啓発・教育」のところだと、「対象と伝えたい内容を明確にした啓発を、繰り返し、徹底して行うこと」と書かれているわけですが、これはかなり抽象的ということになります。抽象的なものをそのまま市教委なり仙台市なりに検討してくださいねというレベルで出しておいて、具体的なところは我々で引き続き検討するということなのか、それとも、こちらとしては少なくともこういうふうを考えていますよという、具体的なものをある程度盛り込むのかというところを、資料をいただいたときに考えていたところでした、まずそこを明確にしてから議論に入ったほうがいいのかと思います。

○木村会長

私としては、これまで、児童生徒に対して、あるいは保護者・地域に対して、あるいは学校に対して、多くの施策が出されていると思っています。それを個別具体的に、これはこのような形でやるべき、と示すことはかなり難しいのではないかなと思っています。例えば「啓発・教育」に関しては、通知や啓発のパンフレット等については、かなり多岐にわたっているものですから、具体的な中身に対しては事務局に検討していただくこととして、提言はある程度抽象的にならざるを得ないかなと思っています。

○藤原委員

そうしますと、ある程度、理念という感覚ですかね。具体的施策については、今後市当局なり市教委のほうで考えていただき、この会議としては、いじめ問題に対する施策の方向性についての理念を提言するといったことでよろしいでしょうか。

○木村会長

個々の施策について、これはこのようにする、というのは難しいのではないかなと思いますが、それは事務局で考えて、またこちらの会議でご報告いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○庄司委員

私も、理念ということであれば理念でまとめればいいのかと思ったのですが、具体的な中身を事務局に整理をしていただくという形にしてしまうと、専門家会議としての役割を果たしていることになるのか、少し疑念が出てきてしまうのではないかなと思います。今回の提言においては、理念としてこういうことをやってくださいねというところを出しておく。そして、具体的な施策としてこういうことを考えてくださいねというのは、また後日検討するというのであれば、分かりやすいかなと思います。単純に抽象論だけとりあえず出しておきましょうかという話だと、中途半端になってしまうという懸念もあったので、今回の提言の位置づけとしては、まずはきちんと理念を示しておくということと、予算編成をきちんとしてほしいという意味合いで、予算に関することについてはより具体的に書く、という趣旨で理解してよろしいでしょ

うか。

○木村会長

全くそのとおりに考えております。今までの計3回の議論の中で、できるだけ委員の皆さんの考え方をまとめたつもりですが、まだ具体的な部分一つ一つについてやっていくという時間がありませんでした。理念という言葉が適切かどうかは迷うところですが、大枠でこの方向で行くべきだということを提言して、それについての個々の具体的な話については、また来年度に積み上げていくというような形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○高橋委員

私のこの会議に対するイメージが、急に変わったのです。というのは、会議名称に検証と付いているので、基本的にこれまでの仙台市あるいは教育委員会の取り組みの評価、とりわけ問題になっている教職員の負担という点からも、検証をして、やめるべきものはやめると、そういった作業を行うのかなという思いを持って委員をお引き受けしたわけです。

教育行政に長くかかわったので、予算に係るこのスケジュール感は私もよく分かります。ただ、来年度以降また何か新しいものをやる、また足していく、純増でいくということなら、私は大いなる疑問があります。第1回会議でもそういった話をしたのですが、その後事務局から出された回答を見ますと、いずれの施策も重要だと考えている、という紋切り型の回答で、私はそれではいけないと思うのです。

前回、庄司委員から安全配慮義務に関するご指摘があり、その後具体的な資料もいただいて大変勉強になったのですが、例えばそういった、やらなければ法律上の損害賠償の対象にもなりかねない事案への対応などに関して、今抜け落ちているものがあるのだとすれば、来年はそれを最優先にして早急にやる、ということは必要だと思います。しかし全般的には、もう少しきちんとした検証を重ね、やめるべきものはスクラップするということが私は不可欠だと思います。これまでの議論ですと、こういう抽象的な内容にならざるを得ないと思うのですが、それで果たしていいのかなという疑問を、私は強く持っています。

○木村会長

今、高橋委員から出されたように、これまでいろいろなことをやっている、あるいはこれからもやらなければいけないことが出てくるだろうと思います。それを一つ一つ明確に分けて対応することが、現場の負担軽減にも繋がっていくのではないかなと思うので、事務局には取捨選択というか、それも含めて今後検討していただきたいという点も、今回の提言には趣旨としては盛り込んでいます。

○氏家副会長

事前に資料を拝見して、論点整理がなされたことは理解しました。ただ一方で、高橋委員が指摘されていましたが、おそらく他の市や自治体から見たら、仙台市はさまざまなメニューが相当充実している市であると思います。しかし、現実的にはいじめに伴う自死事案が起きてしまい、さらに体罰の話題が出るなど、いまだ未解決な課題

が残されています。これだけのメニューが揃っている市で、実はそれが使いこなせていなかったということは、はっきりさせなければいけないのではないかと思います。使いこなせていなかった部分があるということと、救えなかった命があるということ、現に悲しい思いをされているご家族がいるということに関して、先生方にはかなり自覚してもらわなければいけないと思います。前文とっていいのかわかりませんが、私たちがここまで計4回の議論の中で見えてきたことだと思うので、それは押さえなければいけないと思います。その上で、論点を見直し、これはより強化しかなければならない、あるいは、これは重点でなくともいいのではないかと整理を、今回示せるといいのかなと思います。

○木村会長

一つは方法論だと思います。たとえば「啓発・教育」の2つ目の項目に、「道德教育等を積極的に活用しながら、学校全体の教育活動の中で、一人ひとりの心に届く啓発・教育を計画的に進める」とまとめています。一人ひとりの心に届いていない部分もあったのではないかなということを、委員の皆様からの意見も踏まえて、こういうふうなまとめ方をさせていただきました。

○笹木委員

今、会長がおっしゃった項目のところ、道德教育等を積極的に活用して、子どもたちの心の教育を進めることで、いじめなどに対応していかないといけませんよという、そういう方向性の書きぶりだと思うのですが、道德教育を使って何とかするという事ではないと思います。今回新しい学習指導要領に道德科が創設されるわけですが、なぜ道德が特別な教科になるのかというと、一番大きなところではいじめ問題の防止、これが大きな目的の一つにあります。なので、道德を使っていじめを防ぐのではなく、いじめを防ぐという目的を持った道德教育を土台にして、その上に施策等が乗っかるということだと思うので、ここの書きぶりが少しひっかかります。道德教育は、生徒の心を耕していくための土台であり、それぞれの価値を育てていくということが、学校全体の教育活動で行う道德教育の目的、方向性であって、それを今後は、道德科の時間を要として、学校全体に展開していくということだと思います。これは土台であって、その上にいじめを防ぐための施策がくっついて、お互いにいい影響を与えながら、結果的にいじめを防ぐ方向に行くということだと思います。

○藤原委員

1つ目の項目、対象と伝えたい内容というところですが、先ほど事務局の説明の中に地域という言葉が出てきたのですが、地域については後半のほうにも項目がありますので、そちらにしてもいいのかなと感じました。

この資料を見たときに、ここでいう対象というのは、教育委員会が先生に対してなのか、先生が生徒に対してなのか、あるいはそうではないのか、と悩んでいたのですが、地域なのであれば後ろのほうにしてもいいのかなと思います。

○木村会長

4ページの「学校の体制強化等」についてはいかがでしょうか。

## ○庄司委員

評価等のところで若干矛盾というか、内容が両立するのかがはっきりしない表現になっているところが気になりました。5点目と7点目、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてですが、5点目のところには、「学校や教師に対して違う価値観を与えてくれる存在」ということで評価されているのですが、7点目のほうになると、「学校文化に理解のある人材を入れていくことが重要」となっていて、このあたり両立するのかがはっきりしなくなっています。提言の部分では、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、質・量ともに計画的な充実を図ること」となっていて、受け止め側が混乱するかなど、気になったところです。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの質・量ともに充実というのは、もう喫緊の課題だろうと思いますので、とりわけこれは予算にかかわる話だろうと思いますので、この点は誤解のないように伝えたいと思っただけが1点です。

もう一つ、いじめ対策専任教諭・児童支援教諭について、「授業等の負担の軽減を進めるとともに体制の拡充に努めること」という部分について、評価等の項目の一番上のところに、「専任教諭ではなくてスーパーバイザーのような教員の配置が望ましい」という評価もあったので、ここも整合性がとれない恐れがあるかなと思いました。まさに予算に関わる場所なので、市長の予算編成のところできちんと議会に説明ができないと予算がつかないということになってしまうのであれば、きちんとしたほうがいいかなと思いました。

## ○木村会長

取組状況に関する評価等に対し、ここは大まかに2つにまとめたのですが、1つ目の項目で、質という言葉だけでは誤解を与えるのではないかと。それから、2つ目についても、文言の整理が必要だろうと。この辺を検討させていただきたいと思います

## ○氏家副会長

庄司委員のご意見に追加ということになりますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関しては、かなり相談件数等は上がってきています。ただ、対処がなかなかできていない、あるいは、いびつになっているところもあると思います。そういった相談担当者を、利用できることが分かる生徒や保護者は利用するし、利用したいと思いつつもなかなか利用しないという方もいるかもしれないので、やはり担当者の数が増えないことには、本来の利用増には繋がらないと思うので、やはり数が増えていかなければいけない。また、庄司委員が指摘されましたが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというのは常に二面性を持たざるを得ないと思います。学校文化にすごく精通している人に関わっていただかなければいけない部分もあるし、一方では、それにのみ引きずられてしまうと、いい意味での学校に対する異文化という役割が薄らいでしまうところもあると思います。やはり数を増やす中でも、誰でもいいというわけではないところを、今回明確に言わなければいけないと思います。文言を集約すれば、質・量ということになるのでしょうかけれども、二面

性があるというところを、きちんと認識したほうがいいと思います。

また、取組状況の評価等の一つ目の項目ですが、本来的にはスーパーバイザー的な先生のほうが重要ではないかという指摘があったと思いますが、ただそうすると、いじめに特化している点がわかりにくくなるのではないかという懸念が出てくるかもしれません。そうすると、やはりいじめ対策のためだけの専任教員という考えがまた浮かんでくるのでしょうか、それだけでいじめが未然防止されるとは思えないのです。では、新しい名称にすればいいのか、あるいは全く違う概念かとなると、何とも申し上げられないので、そこは委ねたいと思います。校内で先生方に助言などもしてあげられるような立場の先生がいて、その先生が幅広い意味でいじめ対策を含め、スクールリーダーとなって、校内のマネジメント機能を発揮できるような立場として位置づけられれば、回りまわっていじめの未然防止に繋がり、いじめが起きたときの校内でのシステムづくりの第一歩として機能するのかなというところが、ここに盛り込まれるべきことなのではないかと思います。

#### ○高橋委員

いじめ対策専任教諭と児童支援教諭について、これを校内で一層専門化するということになる、この先生方には相当な責任がかかり、精神的にも負担となります。そのような状況は、私は組織としては諸刃の剣になると思うのです。というのは、校内で先生方が皆忙しい状況の中で、いじめ対策専任教諭の先生は、授業時間数も軽減されている、それならいじめ問題はすべてあの先生に、というような依存心のようなものが働くのではないかと懸念しています。学校全体の、組織としてのいじめ対応能力が、総体として高まるとは言えないのではないかと思うのです。そこはもちろん運用の問題でもあろうかと思いますが、そのように役割を特化することで、組織力は本当に高まるのだろうか。現役の校長先生もいらっしゃるので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○笛木委員

なかなか難しいです。時間軽減されているから、全部その人にやってしまえという感覚が生まれるかということ、どうでしょうか。例えば、東京都では生活指導主任と呼びますが、中学校で生活指導主任を請け負っている教員は、8時間から10時間ぐらい時間軽減があります。それから、教務主任も同じぐらいの時間軽減があります。その時間軽減があつて、授業には余裕があるから、例えば生活指導の問題が起きたら、何でも全部その生活指導主任に押しつけてやれという、そういう議論にはなっていない、というのが多分現状だと思います。もちろん、その立場の人間が中心になって、情報を集約して対応していくという、そういう形にはなっていますけれども。

ですから、このいじめ対策専任教諭を誰か1人決めたとしても、あの人に全部やらせるという話ではないだろうとは思いますが、名称が名称なので、何か事案が発生してしまったときに、そのいじめ対策専任教諭の精神的なダメージはあるだろうとは思いますが。ただ単に生活指導と広く言っているときよりも、いじめという名称がつくことで、精神的な負担感はあるかもしれないなとは思いますが。実際のところは分からな

い面もありますが、さきほど高橋委員がおっしゃったような形にはならないのではないかと思います。

○木村会長

高橋委員から出されたような懸念も十分に配慮しながら、進めていかなければいけないだろうと思います。私もその人に全て委ねるということにはならないのではないかと考えています。

○笛木委員

今私が勤めている学校が、ちょうど区の不登校対策のモデル校になっていて、不登校対策に係る様々な対応をする中心的な人物、不登校のコーディネーターとでもいいでしょうか、正式な名称はないのですけれども、その先生は週に6時間軽減されています。そして、不登校のことに關しては、その教員を中心に組織的に対応しているのですが、そういう人間がいても、不登校だったらこいつに全部押しつけてやれと、おまえは時間軽減があって、それをするための時間軽減でしょ、という形で仕事を押しつけるというようなことはありません。ですから、やはりさっきの話で、いじめの対策で軽減があるから、あなたが全部やりなさいということにはならないとは思いますが。

○木村会長

ありがとうございます。高橋委員さんからの意見も踏まえなければならないですが、文言としてはこのような文言でよろしいですか。

○氏家副会長

内容は異論ございません。ただ、いじめ対策という名称は、私は反対です。いじめに特化せず校内での教育相談のまとめ役というのがいいのかどうかも迷うので明確な意見は出せないで、最後は委ねたいと思いますが、やはりいじめが起きた自治体でいじめ対策の教員を配置しましたというだけでは、たんなるアピールに過ぎないと思います。もうちょっと実効を期待するのであれば、ちょっと違う形で、校内で教員同士のピアサポートができるような役割を担う教員のポジションを設置という形のほうが、本当はいいのかなと思います。当然それはいじめへの対処も含むのですから。

いじめ対策の専任という教員が仙台市に出てきたあたりから、逆に私はおかしくなったと思います。いかにもそれは、やっていますよというアピールにしか過ぎないと思うのです。それよりも、校内で先生方が仕事をする中で、迷ったとき、校長や教頭にも話せないというときに、あの先生にまず相談してみるか、と思ひ浮かぶ先生がいることが大切であると思いますが、それはいじめ対策専任教諭ではないと思います。名称自体は、やはり検討をお願いしたいです。内容が担保できれば名称はお任せします。

○高橋委員

私は名称の問題ではないと思います。例えば、進路指導主事などの場合にも、文科省は必ず、その主事だけではなくて、校内全体でやるものですよということを言います。ただ、そういうことがきちんと裏付けられていなければ、逆効果だということを上申したい。名称のことについては、私は全然こだわってはおりません。

○木村会長

ご意見も出ましたので、今後拡充するにしても、果たしてこの名称、この形でいいのかということとは、ぜひ検討してもらいたと思います。

5ページの「市長部局の専門機関が担う役割」についてはいかがでしょうか。

○庄司委員

ここはやはり予算に関わると思うので、きちんと書く必要があると思います。「発達相談支援センター等の専門機関による学校に対するサポート体制を充実・強化すること」と書かれていますけれども、会議のご説明の中で、アーチル自体がかなり多忙の状況にあるという話があり、やはりアーチル自体の拡充というのが必要になってくると感じました。アーチル自体にきちんと予算を上げて、より活動ができるような体制をとってもらわないと、学校のサポートのところまではいかないだろうという雰囲気を感じております。なので、学校に対するサポート体制を充実・強化するというところは、もちろんそのようにしていただくのが望ましいですが、その前提として、発達相談支援センターにもきちんと人員の質・量ともに拡大のための予算を当ててくださらないと、大変なのではないかなと思った次第です。

また、相談窓口の効果的な広報と利用しやすい仕組みというところについては、この会議の中でも、窓口の存在自体を知らなかったという指摘があったと思います。その点について、きちんと子どもたち、あるいは保護者が使いやすい、相談しやすいようにという点を、どこかに書かないといけなかなと思いました。これは評価のところに書かれていなかったと思うので、書いていただくのがいいのかなと感じました。

○笹木委員

文言の書きぶりのことですが、取組状況に関する評価等の中に、「ハンディを有する子ども」、「特性を有する子ども」という文言が混在しています。これはおそらく同じ対象を示しているのだと思います。また、別ページにも「発達障害などのハンディを抱える子」「発達障害などの配慮を要する特性」という表現があります。ハンディを抱える子と書いてしまうと、誤解が生じる可能性があるため、特性という表現で書くべきと思いました。

○庄司委員

ここに書くのかどうかということもあるのですが、児童相談所について書かれていない。虐待がいじめの背景にあるということもあるはずで、その点に関してはやはり児童相談所の役割というのは非常に大きいはずなので、やはりそこもアーチルと同様に、ここに書くべきではないかと思います。児童相談所についてもやはり同様に機能することができるようにという趣旨の文言を、全体のどこかに入れなければいけないかなと思っておりました。

○木村会長

6ページの「学校と地域との連携強化」についてはいかがでしょうか。

○氏家副会長

前回コミュニティ・スクールの件も、かなり踏み込んだ話も出ましたが、こういう会議だからこそ強調しなければいけないのは、「市長部局の専門機関が担う役割」に

ついてや「学校と地域との連携強化」といったことがとても重要であると思います。学校単体が頑張っただけというのではなく、学校はやはり存立する地域社会があるわけで、その地域社会があった上での学校となるわけです。私は学校が閉ざされていることで起きている問題が、やはり大きいのではないかと思います。一方で閉ざされているからこそうまくいっていることもあるのでしょうけれども。そこで、コミュニティ・スクールのようなものがあるのか、それとも学校支援地域本部で十分なのかは、まだ議論の整理をしなければいけないと思いますが、地域との連携に関しては、学校や教育委員会のみで臨むのではなく、仙台市全体として考えて欲しい、ということ強く申し上げたいと思います。教育なり学校なりという立場だけではなく、それを取り囲む幅広い市全体としての課題に位置づけるような工夫をしないといけない。私たちは、いじめは学校でばかり起きているように思いがちですが、実はいじめというのはどこの社会でも起きていることだと思います。いじめを、子どもの問題、学校の問題だけに矮小化しないためにも、全市レベルの議論にするのであれば、前の項目の「市長部局の専門機関が担う役割」と同時に、この「学校と地域との連携強化」のほうも、今後も課題として残していただきたいと思います。

○木村会長

前回会議でも、学校支援地域本部の成果は認めながらも、双方向性をもつコミュニティ・スクールの導入ということを早期に検討する必要があるという議論がありました。氏家委員から出された、学校は単独で成り立っているわけではない点についても、内容として盛り込めるか検討したいと思います。

○高橋委員

基本的な考え方としては、今の氏家委員の発言に全面的に賛成です。また、コミュニティ・スクールについては、やはりもう少しきちんと踏み込んで書いてほしいというのが私の強い希望、意見です。平成26年度にコミュニティ・スクールに関する文科省の委託調査があり、その調査は当時の全指定校と未指定校の校長たちを対象に実施したのですが、未指定校の校長に対する、あなたのところではどうして指定を受けないのかという質問に対する回答を見てみると、「学校のことに外から口を出してほしくない」という意識が非常に強いということを感じます。もちろん徐々に変わってきていると思いますが。

仙台市の学校支援地域本部の取り組みも平成20年度から始まって、28年度に全小中学校に設置されたところのご報告があり、それは素晴らしい結果ではあります。しかし、8年もかかったということは、長過ぎると思うのです。それはやはり、学校の取り組み姿勢により担当課で相当苦勞されて時間がかかったのではないかと思っています。

コミュニティ・スクールに関しても同じで、それをやらないところの校長先生たちに話を聞いてみますと、ほとんど言うことは決まっているのです。PTAとうまくやっているからいらぬ。学校評議員制度が機能しているから屋上に屋を架すことになる。学校支援地域本部があるから不要と言うのです。ただ、そこには校長の学校経営に関する主導権意識みたいなものがあると思います。つまり、校長にとって、これ

ら3つの組織や制度はいずれも、そこで何を言われようと大勢に影響はないのです。しかし、コミュニティ・スクールはそうではないわけです。法律で、学校運営協議会の権能が定められており、そこで議決されればそれなりの対応を迫られるのです。そういったものをきちんと整備していくことが今日の学校教育に必要なと考えられています。それが、先ごろの地教行法の改正によって、学校運営協議会を置くことが市町村の努力義務とされた背景だと思います。

ですから、私はここには、「コミュニティ・スクール制度の導入など」というふうに曖昧な書き方ではなく、もっと明確に、市としてこの制度をきちんと整備していくことを基本的な方針としているということ、前面に出してほしい。

「検討します」では、また8年かかるのではないか。学校評議員制度や学校支援地域本部よりかなりハードルが高いものだという認識をぜひ持っていただき、もう少し踏み込んで書いてほしいと強く主張したいと思います。

○木村会長

7ページの「いじめの早期発見に関すること」についてはいかがでしょうか。

○氏家副会長

いじめが起きることが、あたかも子どもたちや保護者のほうの課題であるかのように捉えられがちですが、やはり先生方が子どもたちの気かりに対して関わられるだけの余裕がないままだと、いじめの早期発見はできないと感じます。教職員や学校の関係者が、これはこのままでいいのだろうかと感じたことに関して、意見が言えるような環境をつくらないとだめだと思います。

教職員にとっての働きやすさという問題にも絡んでくる部分があるでしょうし、教職員それぞれの個性の問題も出てくるので、どういった点を議論すべきかは何とも申し上げられませんが、少なくとも先生方が何か気かりなことがあったときに、物を言えるような雰囲気大切だと感じます。本来はそれが職員室でできていれば問題はないのでしょうか。これはおかしい、これでいいのだろうか、という思いがあるときに、些細なことでも意見が言える、疑問を口に出せる、SOSが出せるような仕組みがあるべきだと思います。

やはりいじめの問題は、私は子どもだけの問題にしたいという思いがつくづくあるのです。先生方同士だって、いろいろやりづらさがあるとすれば、それが暴発してしまったときに、体罰をはじめとした誤った指導に繋がる可能性もあると思うので、大人の側の不具合もきちんとと言えるような窓口の設置というものを、ぜひ加えていただきたいと思います。

○木村会長

一部その含みも持たせたつもりですが、抽象的だったかなと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○庄司委員

氏家委員がおっしゃったところは、9ページの「教員が児童生徒と向き合える時間の確保」として挙げられている項目にも該当するかなと思います。いじめの早期発見

という観点からすると、保護者あるいは子ども本人からの訴えというだけではなくて、声は上げられないけれども、実際に辛い思いをしている子どもたちに、先生方が気づくということもあって然るべきところだということは、氏家委員のおっしゃるとおりだと思います。となると、早期発見に関することの中に、子どもたち、あるいは保護者や周りの人たちが声を上げやすいようにということと、あわせて先生方がその事案を探知しやすいようにということと、並列できちんと書いておくというのも一つ方法としてはあるかなと思いました。

それと別に、先生方の働きやすさ、時間の確保、先生方の多忙感というところも議論になっていたところだと思うのですが、そういったところはまた別途検討する問題として、9ページの方に残しておいてもいいという気がします。

○木村会長

教師自身が子どもたちを見ると同時に、声を上げやすい学校づくりというのは非常に大事な部分だと思います。

○高橋委員

今お話があったように、早期発見というのは、やはり先生方がいかに校内でゆとりを持てるかということに尽きると思います。例えば担任が、時間を指定して面談を設定するなどして、「何か悩みはある」と聞いても、子どもたちはそういった場で何かを訴えるものではないのです。多くの場合は、掃除の時間だとか、授業が終わって職員室に帰る途中の先生と廊下で会ったときだとか、そういったときに思わず訴えろとか、雑談的に相談するというのが、普通だと思うのです。そういった状況ができれば、他の子どもを介してでも、いじめられている、辛い思いをしている子どもたちの情報を、学校ですくい上げられる場面というのが多く出てくるのではないかなと思います。相談窓口の整備も結構、取り組みを重ねるのも結構だけれども、やはりそういったことが根本にあるということを考えるべきだと思います。私はもう現場を離れて何十年もたちますが、そこは余り変わらないのではないかなと思います。けれども、時々伺う学校では、授業が終わると次の会議とか何かでしょうか、先生方が廊下を小走りで移動する光景をよく見かけます。そういう状況の学校がたくさんあります。そんな状況で、ここに窓口がありますなどといっても、基本的に子どもたちは行かないと思うのです。ぜひそういった観点での検討を求めることも、書くべきではないのかなと私は思います。

○木村会長

学校の土壌づくりの重要性については、最後の「おわりに」の部分にも記載しましたが、今、各委員から出されたところがまさにとても重要だと思います。これについては次年度以降も深いご議論をお願いしていきたいと思います。

それでは、8ページの「事案発生時の対応に関すること」についてはいかがでしょうか。

○庄司委員

早期の充実・強化が望ましい事項として3つ挙げられているわけなのですが、とり

わけ2番目と3番目について、この書き方でいいのかどうか。私のほうで確かにこのように話はしましたけれども、ご検討いただく必要があると思いました。

個人的には3番目、個別事案に関する調査・調整権限をきちんと有していると組織あるいは機関があるということは、非常に重要なことだと思っています。これが一番大事だろうと思いますが、これは完全に予算が絡む話だと思います。

また、2番目ですが、こちら先生がどのように対処していいかわからないといったときに、アドバイスを求める先というのをきちんと充実させるべきだというのは動かないのですが、これは弁護士の活用と必ずしもパラレルではないはずなので、先生方が相談できるような既存の機関があるのであれば、そちらの充実という方法もあるはずです。学校現場の先生方が、学校内で相談できないときに、あるいは相談してもうまくいかないときに、きちんと外部に相談ができるというシステムなり制度なりというのをつくっておくということが極めて重要だろうと思うのですが、弁護士の活用というふうに言い切ってしまうといいかどうか、という点をご検討いただきたいと思っています。

○木村会長

弁護士の活用だけでなく、専門機関、あるいは関係機関の活用という書き方の方がふさわしいかもしれませんので、検討させていただきたいと思っています。

○高橋委員

事前に庄司委員から参考として提供いただいた過去の裁判例に係る資料は、私自身大変いい勉強になりました。こういったものは仙台市の教員の研修のメニューなどあるのでしょうか。

○事務局（教育人事部長）

いじめや自死事案等に係る経過検討等は研修項目としてはありますが、具体的な裁判例を挙げて、どういったところに争点があって、どういった場合に学校側の責任を問われているのかという部分について、体系的な研修は実施していないと思います。

○高橋委員

裁判において、学校側の責任が認められた事例、逆にきちんとやっていると評価された事例を知ることは非常に重要で、そういった研修を実施することは、先生方の自覚を高めるためにも必要なことだと思います。弁護士の活用とありますが、事案発生時の対応力を先生方がつけるための研修ということ盛り込んでもいいのではないかと思います。

○氏家副会長

1つ目の項目の「事案発生時の対応（解決に導く流れ）」のところで、先ほども申し上げましたが、児童生徒・保護者だけではなく、やはり教職員も、感知したときに相談できる仕組みが必要だと思いますので、ここには教職員も入れていただきたいと思っています。教職員が、子どもの異変に気付いたときに、職員室で日頃から話題にできればいいのですが、それができないまま、より深刻な事態になったときに、必ずしも教育委員会内だけではなく、それ以外の相談機関にも繋がることできれば未然防止

に繋がるのだと思います。いじめの認知件数が多いほど、いじめを見つけやすいわけであって、認知件数が少なければ逆に感知していないとか、見つけかねているという形になると思います。文科省の調査では宮城県として見ると、割と認知件数は高いほうで、要するに気づきが高いほうと評価されます。しかし、それでも仙台市は、残念ながら対処し切れずに重大な事態にまでいっているわけですから、気づきをいかに次に繋げていくかという点では、まだまだ課題があることがはっきりしています。少なくともこの表現として、児童と保護者だけではなく、これは教職員の課題でもあるということは明確化していただけたらと思います。

○藤原委員

次の項目の教員の負担軽減の部分に繋がるのかもしれませんが、いじめに限らず、保護者との対応等にあたって、学校や先生が法的知識といったものを持ち合わせていない場合に、先生の精神的負担はととも大きくなると思います。ですから、この表現はいいと思うのですが、その背景にはやはりそういった基本的スキルというか、学校の先生たちがそういったスキルを身に着ける必要性に関して、この項目に反映させてもいいのかなというふうに考えています。

○木村会長

確かに学校としては、法的な部分を相談できる場所があると、様々な面で負担感は少なくなると思います。そういう仕組みがないと、学校は大変難しい状況になる恐れもあると思います。

9ページのその他、「教員が児童生徒と向き合える時間の確保」についてはいかがでしょうか。

○庄司委員

先生方の多忙の要因として、教科指導以外の保護者対応や、地域活動等もあるという話が第2回、第3回会議でもありましたが、その中でやはり法的な知識がないがために、そこを調べたり、あるいはそこでストレスを感じたりというのは本末転倒であるろうと思います。

いじめの重大事態化を防ぐためにというところはもちろんですけども、学校の先生方が法的な判断のところで悩んだりして、そこで時間をとられてしまうというのではよくないと思いますので、そうした負担を減らすという観点で、法的なアドバイスを受けやすいような環境づくりを、弁護士等の専門家の活用ということでご検討いただくというのは、ここにも書くに値するかなとは思いました。

○木村会長

私も学校現場の出身ですが、法的なこと、保護者のクレーム、そういうものに対する負担感というものは教員にとっては一番弱点になりかねないところで、そういう部分が担保されるだけでも、多忙感の解消に繋がっていくと思います。

○氏家副会長

教員というのは、それぞれ、どこの学校に勤務したか、どういう子ども・保護者・同僚と出会ったかなどによって、かなり個別化していくものだと思います。また、自

分の指導法のスタイルを振り返る機会がなかなかない方も多いのではないかと思います。これぐらいまではこれまでやってきたから、といて繰り返していたことが、後になってみると体罰やハラスメントと判断されることがあると思います。ですので、教員自身の、これまでの生き方の振り返りもぜひやっていただきたいと思うのです。自分のやり方のスタイルを一度は見直す、あるいは突き崩さなければいけないときだっていると思います。「私は若い頃からこのスタイルでやってきたから間違いない」と自負しながら、実は生徒が耐えていただけという場合もあり得るかもしれません。今回の提言には体罰、ハラスメントについては入らないのしょうけれども、教員自身がキャリアに応じて、学習指導に限らず、得意分野、不得意分野、あるいはこのあたりを私はもっと研鑽を積まなければいけないということを振り返るような時間もぜひ作って下さい、ということをお願い申し上げます。

○木村会長

9ページのその他、「各学校の主体性を引き出す取り組み」についてはいかがでしょうか。

○庄司委員

今氏家委員からお話があったところというのが、ここの2つ目の項目のほうに趣旨としては近いのかなと思いました。ここでは校長や教頭と記載されていますが、一般の教員が自身の指導について振り返る機会を持つべく、その機会を確保するというところをここに加えるだけでも違ってくるかなという印象を持ちました。

○木村会長

ここに盛り込むことができるかは、全体を見ながら検討したいと思います。

1つ目の項目の、「校長を中心に各学校の主体性を十分に発揮できるような」というところは、私も強く感じていることです。どんなに行政が頑張っても学校が動かなければ何ともなりませんので、いかに主体性を持ってもらうかということが、今後の取り組みにあたってとても重要な部分だと思いますので、ここに盛り込ませていただきました。

ここまで、委員方の多くのご意見を幾つかの項目にまとめさせていただいて、そして平成30年度の予算編成に反映させていきたい部分、それから仙台市としてこの点を重点的に進めてほしいという部分にまとめさせていただきました。

本日皆様からいただいたご意見を受けまして、修正すべき箇所は修正し、第一次提言とさせていただきますと思います。文言等については、私の責任校正とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

なお、10ページには、今後の検討予定として、(1)、(2)、(3)があります。また、11ページには、「おわりに」として、学校の土壌づくりの重要性という点をまとめております。次年度以降、これを具体的にどうするのかということ、皆様からご意見をいただいきたいと思っています。

#### ○氏家副会長

現在少子化が進んで、学校にいる子どもはどんどん少なくなっていますが、地区の中で学校の話題となると、学校に関係してない方も、皆気は引かれると思うのです。いい話題だと飛びつくし、嫌な話題だと急に批判的になったりすると思います。

いじめ問題もそうですが、例えば医療事故関連などでも、小さなことが起きているときに早く公表できていると、それによって対処が可能な場合が幾らもあります。何か事が起きたときに、内密に片付けてしまおうと思っているうちに大変な事態が起きてしまっていることもあるのではないかなと思います。いいことも悪いことも含めて、地域社会に公開していく姿勢をもって欲しいと思います。それを仙台市当局も受け止める土壌を持っておかないと、今の時代、萎縮ばかりしてしまい、よくないことが連鎖すると思います。

また、学校が本当に機能するためには、学校の周囲からの応援が必要です。校長先生がリーダーシップをとって、学校と学校の存立する地域社会全体を見るぐらいの覚悟で挑んでいただけると、小さなことでよくないことがあったときでも早期発見できるのではないかなと思うので、ぜひそこは強調していただければと思います。

#### ○庄司委員

「おわりに」の部分で、気になったところが1点だけありました。学校の土壌づくりの重要性というのは、極めて重要なことなので、これを否定するわけではないのですが、一方で、今辛い思いをしている子どもたちをどうやって助けるか、ということが、まさに今後検討していかなければならないことであって、その部分が置きざりにされている印象を持たれると困るので、それをまずきちんと考えてもらいたいというところが大前提になると思います。

その上で、でもそれだけでは全然足りないもので、こういう土壌づくりの部分もきちんと考えてほしいというような構成にしておかないと、読む人の誤解を招きかねないのではと思いました。「啓発・教育」の項目の中だけではなく、現に困っている子どもたちを助けるための部分を、きちんとやってもらいたいというところは、何らかの形で入れたいと思います。

#### ○木村会長

私の考えの中に、これなくして辛い思いをしている子どもたちの心は救えないという考え方もあります。学校が一人ひとりの子どもたちのことを考え、一人ひとりの子どもたちの個性が活かされ、子どもたち一人ひとりの活躍の場がないと、声を拾うことができないと私は思っています。ただ、学校教育外の方が読んだときに、これだけじゃないよねというような誤解を与えるのだとすれば、そこも文言については検討したいと思います。

#### ○高橋委員

私はこの「おわりに」の部分で、やはり地域との関わりについての記述が弱い、余りに弱過ぎるというふうに思います。しかも、その前の項目で、各学校の校長の主体性のことが書かれてあるだけに、なおさら弱さが際立つのではないかと。私はやはり

地域の役割というものを、コミュニティ・スクールに関連して先ほど申しましたが、このいじめ対策は、教育委員会と学校による取組みを求めるだけでなく、地域の果たす役目も重要なのだということが色濃く出るように、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。

○木村会長

ありがとうございます。そのほかありませんか。それでは事務局から。

○事務局（総務局長）

10月14日の第1回の会議以来、お忙しい中長時間お時間を割いていただきまして、本当にありがとうございました。この間のご議論でもさまざまご指摘いただきましたが、このいじめの問題というのが決して教育委員会、学校現場だけの問題ではなく、地域、市全体の問題だということをあらためて受け止めまして、今後の施策に反映してまいらなければならないというふうに認識いたします。

この会議に課せられた課題といたしましては、いじめ問題を含め、体罰も含めた全般的な問題の検証というのがまだ残されておりますので、今後も引き続き委員の皆様のご協力をいただきまして、仙台市の施策がさらによいものになるように努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局（副教育長）

ただいま総務局長からお話しいただいたところでございますが、私どもはこの会議の事務局の立場としてずっと聞かせていただきまして、本日資料になっている部分以外にも、委員の皆様のご議論をさまざま聞かせていただきました。

私どもがこれまでとってきた施策についても、またいろいろな評価をしていただきましたので、こういったことも含めまして、これから我々としてはいじめ対策を筆頭といたしまして、学校が子どもたちにとって安心して、かつ居場所としていいほうにいいほうに向かっていくように、努力を重ねてまいりたいと思います。

引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○木村会長

ありがとうございました。それでは、事務局へマイクをお返ししたいと思います。

○事務局（コンプライアンス推進担当課長）

皆様、まことにありがとうございました。

第一次提言の最終版につきましては、会長と調整させていただいた上で改めて皆様にも送付いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回以降の会議の予定につきましては、別途、日程調整をさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第4回の会議を終了とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。